

令和 4 年度

第 1 回 定期総会 議事録

開催日時	令和 4 年 6 月 4 日(土)13:30～15:00												
開催場所	志津まちづくりセンター大会議室												
出席理事	37 名(出席 28 名、委任状出席 9 名) 代議員定数 39 名の過半数以上出席で総会は成立												
記録	事務局 木村												
議事可/否決	<table><tr><th>議案</th><th>可/否決</th></tr><tr><td>第 1 号議案 令和 4 年度新理事承認</td><td>可決</td></tr><tr><td>第 2 号議案 令和 3 年度事業報告</td><td>可決</td></tr><tr><td>第 3 号議案 令和 3 年度収支決算 及び会計監査報告</td><td>可決</td></tr><tr><td>第 4 号議案 令和 4 年度補正予算（案）</td><td>可決</td></tr><tr><td>第 5 号議案 特別会計規約の制定（案）</td><td>可決</td></tr></table>	議案	可/否決	第 1 号議案 令和 4 年度新理事承認	可決	第 2 号議案 令和 3 年度事業報告	可決	第 3 号議案 令和 3 年度収支決算 及び会計監査報告	可決	第 4 号議案 令和 4 年度補正予算（案）	可決	第 5 号議案 特別会計規約の制定（案）	可決
議案	可/否決												
第 1 号議案 令和 4 年度新理事承認	可決												
第 2 号議案 令和 3 年度事業報告	可決												
第 3 号議案 令和 3 年度収支決算 及び会計監査報告	可決												
第 4 号議案 令和 4 年度補正予算（案）	可決												
第 5 号議案 特別会計規約の制定（案）	可決												

質疑及び答弁は、次ページ参照

◆会長挨拶

みなさん、こんにちは。本日は、お忙しい中、お集まり頂き誠にありがとうございます。本日の定期総会は、令和3年度の事業報告と収支決算の締めくくりとなりますのでご審議を宜しく願います。そして、令和4年度からは、プロジェクト運営により新しい事業がスタートしております。また、この新センターが満一歳を迎えたことを記念して、7月30日に夏祭りの開催を予定しています。詳細は、7月のまちづくり通信でお知らせしますので楽しみにお待ちください。そして、この費用につきましても本部運営費を充てようと考えておりますのでご了承ください。

最後に、4月より事務局職員も心機一転し、新人3名を迎えてサポートしていきますが、何分この仕事は新人ですので、暖かい目で見守ってやってください。

局長より、令和4年度からの5名の事務局職員の紹介

◆議事

◇議長挨拶（A代議員）

ただいま、ご指名を頂きました「A」です。議事がスムーズに進行できますよう、皆さまのご協力をお願いします。議事に入る前に、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、できる限り、短時間で終わることができるよう、代議員の皆さまにはご協力をお願いします。また、説明および質問等におきましても簡潔に、併せてお願いします。

※各議案の提案内容は、議案書に基づいて説明。

◆第1号議案「令和4年度新理事承認」の質疑及び答弁

質問、意見、要望がないため、採決を取り、賛成多数で承認される。

◆第2号議案「令和3年度事業報告」の質疑及び答弁

質問、意見、要望がないため、採決を取り、賛成多数で承認される。

◆第3号議案「令和3年度収支決算及び会計監査報告」の質疑及び答弁

質問、意見、要望がないため、採決を取り、賛成多数で承認される。

◆第4号議案「令和4年度補正予算（案）」の質疑及び答弁

質疑

●質問①S代議員

防犯灯設置助成が9万円増額され、各町内会1万円の助成になるが、設置についてはどのように調整していくのか。

○答弁①M事務局

この防犯灯設置助成は、担当が町内会長会になっておりますので、町内会長会で

調整していきます。特に設置の必要性がない場合は、他の町内会に助成金を譲って頂くことも含めて町内会長会で調整していきます。

●質問②T代議員(①の関連質問)

防犯灯設置助成が各町内会1万円の助成に増額する案になっていますが、これは、今回だけでなく、今後は、1基1万円として助成して頂けるよう要望します。

○答弁②M事務局

今後については、1基1万円として助成できるよう検討していきます。

●質問③T代議員

一般会計の繰越金と指定管理業務会計の繰越金を合算して、次年度の一般会計と特別会計に分配されているが、一般会計の繰越金は次年度の一般会計に繰越すべきではないでしょうか。各会計ごとに繰越金は示すべきと思います。

○答弁③O執行部

指定管理業務会計の繰越金は、自主財源にすることしかできないことから一般会計と合算した総繰越金を一般会計と特別会計に分配することになっています。そのため、合算した総繰越金を決算報告の通り配分していることをご理解お願いします。

●質問④T代議員

特別会計の基金・積立金に60万円の補正が組まれていますが、積立のルールが定められて積立するようにされているのか確認したい。

○答弁④O執行部

基金・積立金のルールについては、次の5号議案で規約を提案しますが、積み立てていく具体的なルールについては今後の検討にしていきたいと考えています。

質問、意見、要望がないため、採決を取り、賛成多数で承認される。

◆第5号議案「特別会計規約の制定(案)」の質疑及び答弁

●質問①S代議員

特別会計の職員福利厚生基金は、使用されたことがありますか？現在の職員の方々は大変ご苦勞をされているようにお聞きしていますので、この基金を活用されるよう要望します。

○答弁①O執行部

暖かいご要望をありがとうございます。職員の努力に報われるよう福利厚生に活用することを検討していきたいと考えています。

質問、意見、要望がないため、採決を取り、賛成多数で承認される。

議事録署名人 奥村 辰 

議事録署名人 高岡 順 

以上